

明倫彙編
家範典
雜錄
梅

特別
14
696
93



696
93

御國政改正議

第一

皇國一國私有不正之政令一出之要

第二

大國一府多置小國以近傍ノ國府ニ其管轄ヲ入シ

第三

凡十萬石ノ土地海一縣ヲ設テ知縣事一人ヲ置其國
府ニ屬スル事

第四

親王ヲ皇族トシ公卿諸侯ヲ貴族トシ禁下ノ者在

七ノ九ノ又

等ノ五



此大夫以諸藩士迄于上士下士上稱之八事

第六

萬石以上藩官貴族ノ内ニ加ル八事

第七

府縣知事ノ當カテ限リ高階至下執政ノ位ニ任セシム

八事

第八

府縣別事ニ任セシム八事

第九

親王以下臣ヲ私書ニテ禁シ從從ヲ其分ニ應ジ入員ヲ定メ階級ニ任セシム

第十

是迄士列ニ入りト虽モ士ノ任ニ堪サレ者ノ其カニ應ジ產業ノ手當ヲ賜リ農ノ高ニ階スルヲ許ス八事

第十一

ノ王上御歳資御定之事

第十二

貴族上士下士ノ階級ノ外ニ其カニ定メテ事

第十三

皇族以下ノ俸祿ハ都而廉キヲ以テ下ニ賜ル事

第十四

職俸ハ別ニ定メテ事

第十五

社寺地ヲ廢シ金米ヲ以テ相當ニ下ニ賜ル事

第十六

兩京ノ衛兵ノ府縣ノ常備兵ハ上士下士ヲ以テ之ニ充テシム

第十七

要港工海軍省一ノ所定設ハ中事

第十八

入才ヲ選テ海陸軍將ニ任ス中事

第十九

府縣各ニ兵武官ヲ設ヘ中事

第二十

府縣各ニ衆議院ヲ設ヘ中事

但右院中ニ政ヲ審テ詮議シテ決メテ設ヘ中事

第二十一

毎軍諸道工巡察使ヲ差遣ス中事

勅令廿一ノ條

己六月二ノ日第ニノ末

各省議員

徳川三任中將

今般政公議ヲ被爲持政令歸一之

思食ヲ以テ言上ニ通被

六月

行政官

徳川三任中將

若護屋藩知事被仰付候事

明治二年己六月

位を九^カ下^カ後^カ三^カ朝^カ今^カ其^カ刑^カ也
一^カ朝^カ乃^カ朝^カ也^カ料^カ也^カ今^カ其^カ刑^カ也
事^カの^カ位^カ下^カ流^カの^カ系^カ係^カ也^カ

さ^カの^カ位^カ下^カ流^カの^カ系^カ係^カ也^カ
亦^カの^カ位^カ下^カ流^カの^カ系^カ係^カ也^カ

長示流

公^カの^カ位^カ下^カ流^カの^カ系^カ係^カ也^カ
我^カの^カ位^カ下^カ流^カの^カ系^カ係^カ也^カ
可^カの^カ位^カ下^カ流^カの^カ系^カ係^カ也^カ
積^カ朝^カ也

此者故令礼通用方付也

及市支死而品藏人

先死者所出也

禮記卷之五

禮記卷之五

禮記卷之五

禮記卷之五

禮記卷之五

禮記卷之五

○禮記通考

禮記通考卷之五

禮記通考卷之五

禮記通考卷之五

禮記通考卷之五

禮記通考卷之五

禮記通考卷之五

禮記通考卷之五

禮記通考卷之五

此の巻札は金川以外を司る役所が著書と稱するに依りて
世に遺る者中多しと云ふ事ありしに、今も其の遺る者多しと云ふ事あり

右の巻札は金川以外を司る役所が著書と稱するに依りて
世に遺る者中多しと云ふ事ありしに、今も其の遺る者多しと云ふ事あり
右の巻札は金川以外を司る役所が著書と稱するに依りて
世に遺る者中多しと云ふ事ありしに、今も其の遺る者多しと云ふ事あり

右の巻札は金川以外を司る役所が著書と稱するに依りて
世に遺る者中多しと云ふ事ありしに、今も其の遺る者多しと云ふ事あり
右の巻札は金川以外を司る役所が著書と稱するに依りて
世に遺る者中多しと云ふ事ありしに、今も其の遺る者多しと云ふ事あり

合札敷通方にて、後所設及主と為す
都角是念と生し、今も其の遺る者多しと云ふ事あり
又ハ括別、能流設及、在ハ藏書、七百、執

右 神代卷 太神代卷

[Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side]

伊勢守
白才知
世之佳

河津子
玉田伊勢守

74-9-68

年本心也直所為節之及傳之
之了了了格列存入享和節事
之來、無官為校之用、以事
志上各と際、度々多知、施由
等、一、後稀成、心、應、者、特、
之、本、信、之、為、出、貴、素、平、不、

字、
之、

如、
月、

Handwritten text in cursive script, likely bleed-through from the reverse side of the page. The characters are difficult to decipher due to the style and fading.

Handwritten text in cursive script, possibly a signature or a specific note related to the bleed-through.

92-P-07

請札寄 廣小 諸平 感蒙 示 賜 有 左 通

九 發

春 昇 齋 山 白 村
大 阪 區 長 崎 町
長 崎 市 長 崎 町

以 有 收 會 札 通 用 方 存 送 之 節 乃 幸 札 示 如 十 月
全 札 寄 本 務 局 在 此 札 示 有 幸 之 付 寄 札 示 如 十 月
不 由 付 寄 之 中 付 寄 也

已 申 日

廣 井 三 郎 道
長 崎 市 長 崎 町

以 有 收 會 札 通 用 方 存 送 之 節 乃 幸 札 示 如 十 月
全 札 寄 本 務 局 在 此 札 示 有 幸 之 付 寄 札 示 如 十 月
不 由 付 寄 之 中 付 寄 也

あつたお金に百位ある元は今より損分は三
少件金に百位ある元は今より損分は三
五と執る元は百位ある元は今より損分は三
中相改めお金に百位ある元は今より損分は三

己未月

三

春日井村
和吉降

豊之吉

空者お金に百位ある元は今より損分は三
あつたお金に百位ある元は今より損分は三
中相改めお金に百位ある元は今より損分は三

己未月

四

春日井村
和吉降

豊之吉

春日井村
和吉降

あつたお金に百位ある元は今より損分は三
あつたお金に百位ある元は今より損分は三
あつたお金に百位ある元は今より損分は三

己未月

五

春日井村
和吉降

豊之吉

け者取も用向の徳に在りて令れ通す方付
是れ通す方付に在りて令れ通す方付
是れ通す方付に在りて令れ通す方付

巳日

即ち取も用向の徳に在りて令れ通す方付

大車及石

二日

下首并村
後

け者取も用向の徳に在りて令れ通す方付
是れ通す方付に在りて令れ通す方付
是れ通す方付に在りて令れ通す方付

巳日

春日并村
是れ通す方付に在りて令れ通す方付

三日

け者取も用向の徳に在りて令れ通す方付
是れ通す方付に在りて令れ通す方付
是れ通す方付に在りて令れ通す方付

巳日

春日并村
是れ通す方付に在りて令れ通す方付

六日

春日并村
是れ通す方付に在りて令れ通す方付

七

七

八

日文音

巳月

九

日

研
書
德
七

古

耕
對
村
每
色
博

五

研
書
德
七

廣

井
新
宜
切
七

日
研
書
德
七

東
翻
七

東

翻
七

日文音

巳月

一右田村町代老長祖氏押文祖名比主
山中付有日由品本

六月廿八日西遊行書院...

信勝... 教順...

信上... 致...

元祐十一年...

信...

信... 信...

信...

信...

六月廿九日新河... 草雅... 任事... 由... 色... 五...

海... 主... 也

草雅... 任事... 由... 色... 五... 草雅... 任事... 由... 色... 五...

六月廿九日... 草雅... 任事... 由... 色... 五...

六月廿九日... 草雅... 任事... 由... 色... 五...

海... 主... 也

草雅... 任事... 由... 色... 五...

六月廿九日... 草雅... 任事... 由... 色... 五...

海... 主... 也

草雅... 任事... 由... 色... 五...

六月廿九日... 草雅... 任事... 由... 色... 五...

海... 主... 也

草雅... 任事... 由... 色... 五...

六月廿九日... 草雅... 任事... 由... 色... 五...

海... 主... 也

草雅... 任事... 由... 色... 五...

古溪村法公海海

海

此等後身... 六月

於... 六月

六月... 六月

常...

六月... 六月

- 一 從來支那北... 但免八... 諸產物及諸稅... 公解一... 職制... 但重... 社寺... 高... 現... 但石高外諸雜稅...

一支配總地給圖可差出支

一支配地人口戶數取調可申出支

一門以下半士三至七在總士族下可移支

一但家祿制定之規在_其給祿適宜改率可移

一且一川之輩_ハ追而位階可賜支

一宗祿相應家令家扶家佐以下召仕候人員可從出候

事

但從前之知家事家令_ハ唱_ハ可申支

右之件之被

御出候付_テ諸政變率來十月中取調可

申出事

六月

○七月_ハ一_ハ御用入初_ハ一役入_ハ日_ハ一_ハ御用入_ハ一役入

先殺_ハ御用入_ハ一役入_ハ日_ハ一_ハ御用入_ハ一役入

御用入_ハ一役入_ハ日_ハ一_ハ御用入_ハ一役入

若_ハ御用入_ハ一役入_ハ日_ハ一_ハ御用入_ハ一役入

御用入_ハ一役入_ハ日_ハ一_ハ御用入_ハ一役入

御用入_ハ一役入_ハ日_ハ一_ハ御用入_ハ一役入

御用入_ハ一役入_ハ日_ハ一_ハ御用入_ハ一役入

御用入_ハ一役入_ハ日_ハ一_ハ御用入_ハ一役入

御用入_ハ一役入_ハ日_ハ一_ハ御用入_ハ一役入

御用入_ハ一役入_ハ日_ハ一_ハ御用入_ハ一役入

御用入_ハ一役入_ハ日_ハ一_ハ御用入_ハ一役入

御用入_ハ一役入_ハ日_ハ一_ハ御用入_ハ一役入

御用入_ハ一役入_ハ日_ハ一_ハ御用入_ハ一役入

御用入_ハ一役入_ハ日_ハ一_ハ御用入_ハ一役入

御用入_ハ一役入_ハ日_ハ一_ハ御用入_ハ一役入

御用入_ハ一役入_ハ日_ハ一_ハ御用入_ハ一役入

御用入_ハ一役入_ハ日_ハ一_ハ御用入_ハ一役入

御用入_ハ一役入_ハ日_ハ一_ハ御用入_ハ一役入

武名

百石

口

諸家
武名

四五百石
武名

口

八百石
武名

四百石
武名

二百石
武名

百石
武名

五十石
武名

信濃大
武名

毛利大
武名

小田大
武名

沙田大
武名

大田大
武名

武名

武名

武名

口

池田少將
武名

鍋島少將
武名

井伊少將
武名

依田少將
武名

德川少將
武名

大園少將
武名

黒田少將
武名

有馬少將
武名

津輕少將
武名

秋元少將
武名

長列
武名

目列
武名

信列
武名

日列
武名

武名

○ 〆

後女補仲 〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

一 〇八〇廿二
一 〇八〇廿二
一 〇八〇廿二

〇八〇廿二
〇八〇廿二
〇八〇廿二

〇八〇廿二
〇八〇廿二
〇八〇廿二

〇八〇廿二
〇八〇廿二
〇八〇廿二

〇八〇廿二
〇八〇廿二
〇八〇廿二

〇八〇廿二
〇八〇廿二
〇八〇廿二

〇八〇廿二
〇八〇廿二
〇八〇廿二

〇八〇廿二
〇八〇廿二
〇八〇廿二

〇八〇廿二
〇八〇廿二
〇八〇廿二

〇八〇廿二
〇八〇廿二
〇八〇廿二

〇八〇廿二
〇八〇廿二
〇八〇廿二

〇八〇廿二
〇八〇廿二
〇八〇廿二

〇八〇廿二
〇八〇廿二
〇八〇廿二

〇八〇廿二
〇八〇廿二
〇八〇廿二

〇八〇廿二
〇八〇廿二
〇八〇廿二

〇八〇廿二
〇八〇廿二
〇八〇廿二

ていふ用安なるは

- 一 ころたひとくは
- 二 割五下とハるこりなは
- 三 城よふむと思ハ
- 四 によもふこん
- 五 借るふこれ
- 六 外政事と下きぬで
- 七 面例るるむり
- 八 浪北のまをまひ
- 九 家も執使もむ
- 十 けあよる人む
- 十一 國もあ
- 十二 かく政るが活あ
- 十三 年といふれでも

京東府
悪人中様

京かなをれを更府し
去はれかあが角となり

抄
御
行
の
書
の
書
の
書



有知也... 探字... 長文... 改革... 其不... 已九月...

○已三月... 刺使... 長...

天... 朝... 先... 共... 計... 正... 已...

事件... 衆... 刺使... 大...

○已七月... 臣... 宣... 王... 二... 仰... 皇... 惟... 神... 天... 是...

臣... 宣... 王... 二... 仰... 皇... 惟... 神... 天... 是...

思食之... 上士上列... 八月七

右... 天... 至... 眼...

金... 殿中... 文字... 改革...

○已八月... 項... 困... 苦... 割... 刀... 雜...

朝廷... 為... 朝... 皇... 途... 窮... 前... 後... 大... 國... 害... 必... 國... 君... 王... 事... 大... 罪... 有... 道... 具... 宿... 仕... 各...

少者於上... 陳述... 天裁... 外... 行... 上... 上...

八月廿四

辭官 仰使新

田津法... 進

○己九月... 仰使新

此日... 流... 於... 仰使新

九月... 仰使新... 仰使新

辭官 仰使新

仰使新

○己九月... 仰使新

仰使新

大改復官... 仰使新

新... 仰使新

皇... 仰使新

九月

大改官

仰使新

大改復官... 仰使新

皇... 仰使新

九月

大改官

正二位源朝臣慶勝
 叙從一位
 右大臣從一位藤原朝
 實美宣
 大新從三位藤原朝
 校政奉行

明治二年七月廿九日

田宮如雲

高四百石

依功号永世勳章

明治二年七月廿九日

○已存身六...
 正三位 大納言
 從一位 神祇伯
 正二位 刑部卿
 從二位 留守官長官
 正四位 用括使長官
 從三位 外務卿
 從四位 參議
 從四位 參議
 從五位 著頭
 佐三左衛門
 退川
 退川
 退川

皇清... 海... 張... 實... 化...
天... 皇... 王...
皇清... 海... 張... 實... 化...
天... 皇... 王...
皇清... 海... 張... 實... 化...
天... 皇... 王...

島津... 川... 日... 日... 日...
島津... 川... 日... 日... 日...
島津... 川... 日... 日... 日...
島津... 川... 日... 日... 日...

島津... 川... 日... 日... 日...
島津... 川... 日... 日... 日...
島津... 川... 日... 日... 日...
島津... 川... 日... 日... 日...

島津... 川... 日... 日... 日...
島津... 川... 日... 日... 日...
島津... 川... 日... 日... 日...
島津... 川... 日... 日... 日...

日誌八十七號
己八月十二日

水戸藩知事 昭武

分受搬去地矣於今
御赤... 彼地... 祈禱...
先願... 恩...
天塩國... 佐分...
佐分... 年

○集後院... 修... 記
... 海... 一軍...
... 朝... 將... 兵...
... 行... 上... 杖...
... 山... 休...
... 山... 中... 央...
... 井... 堀... 堀...
... 大... 保... 參... 後... 廣... 府... 家... 領... 別... 領... 水... 分... 後... 中... 山... 祇... 伯...

叙感有科仍受子以号治階一等ヲ選 祿五千石賜也

○日我初初也 皇朝 大政後吉之階也

叙感有科 皇朝 正二位 家

○九月廿八日 大政官

敦園 德川家

作部 大政官

德川慶喜

先殺 大政官

敦園 德川家

作部 大政官

酒井 大政官

叙感有科

招年 大政官

容保 大政官

○九月廿六日 大政官

元宣 大政官

一天塩水 昔赤大塩 中上川
水之良

一天塩水 上川部 一元
田村屋手文

○二月末津川梅 萬治割山内屋
三子屋心十 萬治割山内屋
四子屋心十 萬治割山内屋
五子屋心十 萬治割山内屋
六子屋心十 萬治割山内屋
七子屋心十 萬治割山内屋
八子屋心十 萬治割山内屋
九子屋心十 萬治割山内屋
十子屋心十 萬治割山内屋

○二十日 本意信忠 呪
一 二 三 四 五 六 七 八 九 十
十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十
二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十
三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十
四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十
五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十
六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十
七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十
八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十
九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

右其等官

日

四等官

五等官

右其等官
但考其將之官等

右其等官
其考其將之官等
其考其將之官等

右其等官
其考其將之官等
其考其將之官等

監察

右其等官
其考其將之官等

右其等官
其考其將之官等

右其等官
其考其將之官等

右其等官
其考其將之官等

右其等官
其考其將之官等

右其等官
其考其將之官等

右其等官

右其等官

右其等官

右其等官

右其等官

右其等官

大正四年
 四月五日
 東京
 小島
 正面
 早稲

千鳥	井上	新
陽程	小島	第
金山	孫	第
舟	定	第
宗	定	第

勝舞日の名醫者は、
山伏八七三三、
五斗、
世の世のありか、
侍いたる者、

三三、
菊七、
大あり

以上



